

事業主の皆様へ

佐世保労働基準監督署
江迎労働基準監督署

製造業における労働災害の防止について

(災害防止への協力のお願い)

平素は労働災害防止にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

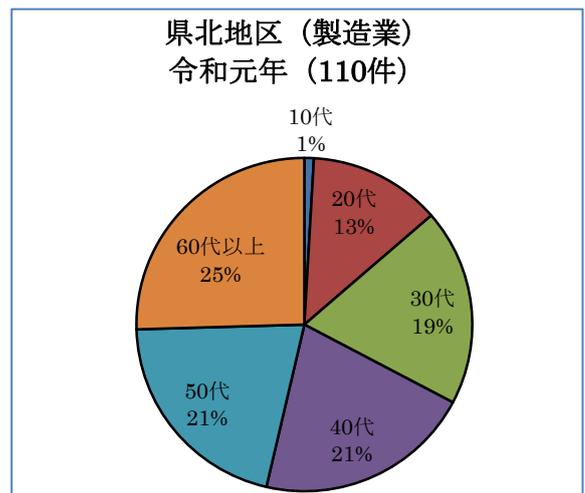
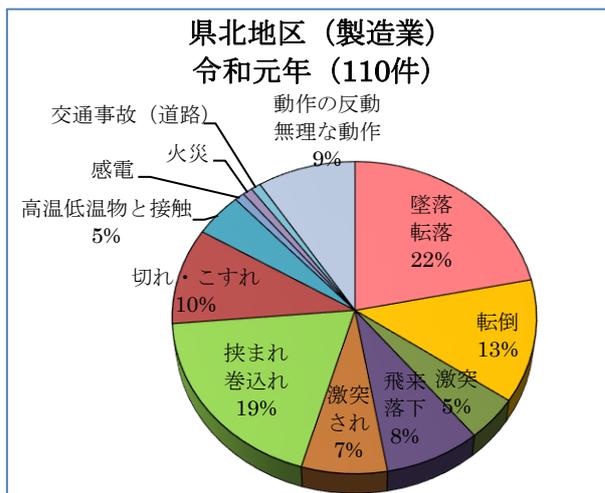
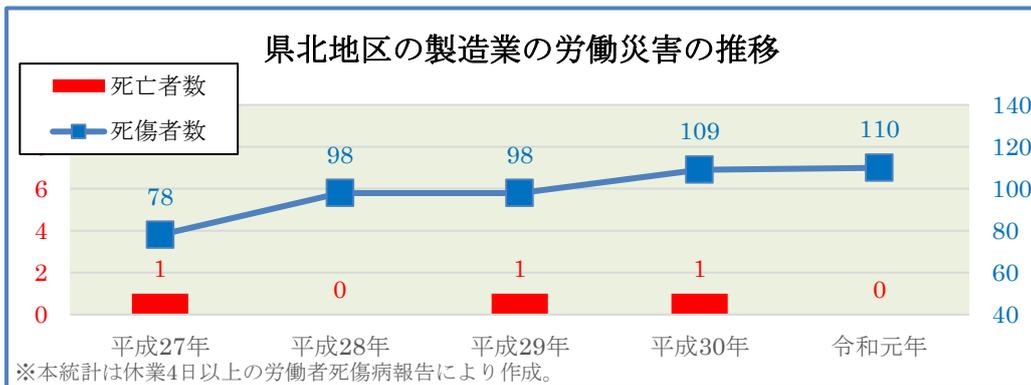
さて、長崎県の県北地区（佐世保監督署・江迎監督署管内）では製造業での労働災害が年々増加しています。

事故の型でみると脚立やはしご等からの「墜落・転落」と、機械等への「挟まれ・巻き込まれ」災害がそれぞれ約2割を占めています。

更に本年に入ってから、アーク溶接及びガス溶断による火災が発生しており、6月9日には修繕船の火災により2名が亡くなる労働災害が発生しています。

死傷者の年齢層をみると、1/4は60歳以上となっており、高齢労働者への対応も必要とされています。

つきましては、裏面を参考にして頂き、定期的な現場パトロール等の自主的な取り組みを一層強化していただくとともに、働く一人ひとりが安全を意識した行動を取るよう周知をお願いいたします。



「墜落・転落」災害

昨年、長崎県内の「墜落・転落」による死亡災害は全産業で5件発生し、うち2件が県北地区で発生しています。

また、県北地区における製造業の災害のうち「墜落・転落」災害の割合は2割を占めており、梯子・脚立、階段、足場、トラックからの転落が多く発生しています。

これらの災害防止対策として、梯子の固定、脚立の安全な使用方法について災害事例を交えた対策の周知を行って頂くとともに、階段・足場への手すり（中棧）の設置に加えて、適切な墜落制止用器具（安全帯）の使用が必要です。



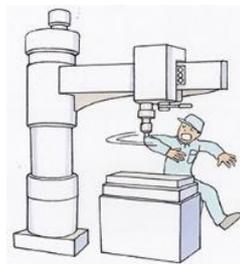
「挟まれ・巻き込まれ」災害

製造業における労働災害の特徴として、他の業種と比較すると加工機械や動力機械への「挟まれ・巻き込まれ」による災害が多く発生しており、県北地区では2割を占めています。

挟まれ・巻き込まれ災害は身体の切断など障害が残る可能性が高く、最悪の場合には死に至ることもあります。

しかし、これらの機械の取り扱いについては「注意して作業を行う」など、労働者への注意喚起に留まり、労働者個人の注意力、経験に頼った状況が少なくありません。

過去に発生した災害、ヒヤリハット、他社の災害事例を参考に、類似する機械装置・作業を確認し、囲い・ガード、安全装置の設置など機械自体の危険要因（リスク）を低下させましょう。また、安全な作業方法を検討し、適切な用具を使用させるなど、管理的対策も併せて行って下さい。



「火災」

6月9日に造船業において修繕船の火災により2名が亡くなるという労働災害が発生しました。また、5月には船体ブロックの製作においてガス切断器からのガス漏れが原因と考えられる火災が発生し、労働者3名が顔などに火傷を負う災害が発生しています。

火災・爆発災害は多数の死傷者を発生させるだけでなく、企業収益にも多大な損害を生じさせるものであるため、法令の遵守に加えて以下の3点に対する対策の徹底をお願いします。

- ・ 可燃性ガス・酸素を用いた溶接作業における爆発・火災防止措置の徹底
- ・ 火災・爆発の危険がある場所での火気使用厳禁の徹底
- ・ ウレタンフォーム等発泡プラスチック系断熱材が壁面等に使用されている場合には火気管理及び消火器等の配置の徹底

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

60歳以上の労働災害は増加傾向にあり「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が本年3月に策定されました。

ガイドラインでは安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善、健康や体力の状況の把握と状況に応じた対応、安全衛生教育及び労働者に求められる事項が示されており、職場環境の改善について取り組みを求めています。

また、高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費の補助制度が新設されています。

（資料検索：「エイジフレンドリーガイドライン」、「エイジフレンドリー補助金」）

